

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年5月17日（令和5年（行情）諮問第398号）

答申日：令和7年3月31日（令和6年度（行情）答申第1136号）

事件名：新型コロナウイルスワクチン接種日不明者を未接種にカウントしたこと等の経緯が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年11月14日付け厚生労働省発健1114第89号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

新型コロナウイルスワクチンは任意接種であるにもかかわらず、政府が国民の人口を大幅に上回る購入契約を結び接種促進をしなければならない状況にある。賢明な国民はウイルスとワクチンに係るロックフェラー財団やCDCの歴史について理解しており、また関岡英之さんの著書「拒否できない日本 アメリカの日本改造が進んでいる」で明らかにした年次改革要望書で政府官僚が国際金融資本家（ユダヤ人）に乗っ取られたアメリカ政府から不当要求を受けていることを理解しているがGHQに不都合な日本の歴史は焚書され、思考停止に陥った日本人は簡単にお上の言うことを聞いて効果のわからなどころか（原文ママ）キッシンジャーがWHO評議会で優生学のスピーチで語った不妊ワクチンを嬉々として受け入れている状況を打開するため、厚生労働省職員が職務本分を忘れ国民を危険にさらしていることを広くSNSで流布して周知するために意図的にワクチン効果があるように改竄した経緯を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和4年6月11日付け（同月1

4日受付)で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が令和4年11月14日付け厚生労働省発健1114第89号により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年12月2日付け(同月6日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件審査請求について

ア 審査請求人は、本件開示請求において、本件対象文書の開示を求めている。

イ 他方、本件審査請求においては、その理由として「ワクチン効果があるように改竄した経緯を求める」としているため、審査請求人が本件審査請求において争点とするのは、「心筋炎、心膜炎のリスクについて意図的にワクチン接種を勧奨した経緯に係る行政文書」の有無と解することが相当である。

(2) 本件対象文書の保有の有無について

ア 厚生労働省が新型コロナウイルス感染症における心筋炎、心膜炎のリスク評価のために、新型コロナウイルス感染症と診断され、入院した症例のうち、心筋炎、心膜炎を発症した症例データ(以下「本件データ」という。)と新型コロナウイルスワクチン接種者のうち心筋炎、心膜炎を発症した症例データを用いて比較したことは事実であるが、これは新型コロナウイルス感染症と診断された症例において心筋炎、心膜炎を発症した症例としては、入院した症例データのみ保有していたためであり、また、新型コロナウイルス感染症における心筋炎、心膜炎のリスク評価のために本件データを採用することについては、公開の審議会場で議論し、その妥当性について認められているところであり、意図的に本件データを採用した事実はなく、したがって、審査請求人が主張する経緯に係る行政文書を事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない。

イ 厚生労働省健康局予防接種担当参事官室において、念のため、審査請求人が開示請求内容に該当する行政文書の探索を行ったが、実際に保有していないことを確認した。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも本件対象文書の存在を示すものではなく、原処分の結論を左右しない。

イ 新型コロナウイルス感染症における心筋炎、心膜炎のリスク評価のために本件データを採用することの妥当性については、審議会における専門家の議論でも認められているところであり、審査請求人が主張するような事実は無く、それに係る行政文書も存在しないものであり、その主張は失当である。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和5年5月17日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 令和7年2月27日 | 審議 |
| ④ 同年3月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 厚生労働省が新型コロナウイルス感染症における心筋炎、心膜炎のリスク評価のために、新型コロナウイルス感染症と診断され、入院した症例のうち、心筋炎、心膜炎を発症した本件データと新型コロナワクチン接種者のうち心筋炎、心膜炎を発症した症例を用いて比較したことは事実であるが、これは新型コロナウイルス感染症と診断された症例において心筋炎、心膜炎を発症した症例としては、入院した症例データのみ保有していたためである。

イ 新型コロナウイルス感染症における心筋炎、心膜炎のリスク評価のために本件データを採用することについては、公開の審議会の場で議論し、その妥当性について認められているところであり、意図的に本件データを採用した事実はなく、したがって、審査請求人が主張する経緯に係る行政文書を事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない。

ウ 厚生労働省健康局予防接種担当参事官室において、念のため、審査請求人が開示請求内容に該当する行政文書の探索を行ったが、実際に保有していないことを確認した。

(2) 以上を踏まえ検討する。

ア 諮問庁は、理由説明書において、審査請求人が本件審査請求において争点とするのは「心筋炎、心膜炎のリスクについて意図的にワクチン接種を勧奨した経緯に係る行政文書」の有無と解している。

一方で、審査請求人は、開示請求書において、「心筋炎、心膜炎のリスク」だけでなく、「ワクチン接種日不明者を未接種にカウントしたこと」についても言及し、これらの事案を例に「明らかに意図的にワクチン接種をかんしょうした経緯についてわかるもの」について開示を求めていることから、以下、審査請求人の当該請求内容を踏まえて、本件対象文書の保有の有無について検討する。

イ 上記(1)の説明内容について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

(ア) 新型コロナウイルス感染症における心筋炎、心膜炎のリスク評価のために、本件データを採用することについては、令和3年10月15日開催の第70回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第19回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において審議を行っている。

同審議会は、感染症及び医薬品等の専門家によって構成され、公開の場で審議を行い、その資料等は厚生労働省のHPにおいて公表されており、当該リスク評価について、特定の意図をもって改ざんを行う余地はない。

(イ) また、審査請求人が開示請求書において記載する「ワクチン接種日不明者を未接種にカウントしたこと」については、接種日が記載されていなくても、届出の接種歴の欄に記載があれば接種者にカウントした一方、接種歴の欄に何も記載されていなかった者は未接種者にカウントしていた。これは、当初、ワクチン接種者が非常に少なかったことから、接種歴を特に選択しない場合には「未接種」と整理し、その後もデータの継続性の観点から同様の取扱いとしていたものであり、「意図的にワクチン接種をかんしょうした」ものではない。

(ウ) 以上のとおり、審査請求人が主張するように、「ワクチン接種日不明者を未接種にカウントしたこと及び心筋炎、心膜炎のリスク」について、「明らかに意図的にワクチン接種をかんしょうした」事実はなく、本件対象文書に該当する文書は作成又は取得していない。

(3) 上記(2)の諮問庁の説明内容については、不自然・不合理とは言えず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。また、諮問庁が説明する文書の探索の範囲等についても不十分とはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別紙

本件対象文書

ワクチン接種日不明者を未接種にカウントしたこと及び心筋炎、心膜炎のリスクについて、新型コロナウイルスにりかんした場合と説明あるにもかかわらず入院した者でカウントしたことなど明らかに意図的にワクチン接種をかんしょうした経緯についてわかるもの